

# 軽自動車の廃車はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車等の所有者に課税される税金です。

軽自動車・バイクを廃車、売買、譲渡された方で、まだ届出をしていないものがありましたら、3月中に変更手続きをしてください。

※使用者と所有者の登録が異なる場合は、両方の印鑑が必要です。

※ナンバープレートがない場合は、各受付にご相談ください。

※125CCを超えるバイクや四輪の軽自動車については、なるべくテレホンサービスをご利用ください。

## 廃車の手続き方法

区 分	手 続 場 所	廃車に必要なもの
125cc以下のバイク	熊野町役場税務課 熊野町3815-1 TEL820-5603	ナンバープレート・ 印鑑（認印）
125ccを超えるバイク	中国運輸局広島陸運支局 登録課 広島市西区観音新町2丁目7-50 TEL233-9168／テレホンサービスTEL233-7766	ナンバープレート・ 印鑑（認印）・ 登録済証・車検証
四 輪 の 軽 自 動 車	軽自動車検査協会広島主管事務所 広島市安佐北区深川2丁目34-31 TEL842-1825／テレホンサービスTEL845-3223	ナンバープレート・ 印鑑（認印）・車検証

（税務課 TEL820-5603）

## ご存知ですか？

### 交通遺児等育成資金貸付と自動車事故による重度後遺障害者介護料の支給

#### ○交通遺児等育成資金貸付

自動車事故によって死亡または重度後遺障害者になられた方のお子さん（0歳から中学校卒業まで）に対して、次のとおり育成資金をお貸しします。

#### 貸付申込者

その子どもを扶養している保護者

#### 貸付金額

はじめに一時金 155,000円

毎 月 20,000円

入学支度金（小中学校入学時） 44,000円

利 子 無利子

#### 貸付期間

貸付が決定した月から中学校卒業の月まで

#### 返還期間

中学校卒業後、1年据置き、月賦または年賦の20年以内の均等払い。（高校・大学等へ進学する場合、在学中は返還が猶予されます。）

#### ○自動車事故による重度後遺障害者介護料の支給

自動車事故による重度後遺障害（センター基準による）で介護を必要とする方に対して、介護料を支給しています。

#### 支給月額

特Ⅰ種 定額68,440円 上限額136,880円

Ⅰ 種 定額58,570円 上限額108,000円

Ⅱ 種 定額29,290円 上限額 54,000円

#### 支給期間

申請書を受理した月から介護料を支給すべき事由が消滅する月まで

#### 問合せ・申込み先

政府出資法人

自動車事故対策センター広島主管支所

（広島市中区鉄砲町5-16 サンケイビル5F）

TEL227-4822 FAX227-4842

（企画課）